



三重県公報

令和5年1月6日 (金)
 第 376 号
 毎週火・金曜日発行

目 次

| (番号) | (題 名) | (担当) | (頁) |
|--------------------|-----------------------------------|---------------------------------|-----|
| 告 示 | | | |
| 1 | みえ県民1万人アンケートの実施 | (企 画 課) | 2 |
| 2 | 身体障害者福祉法の規定による医師の指定 | (障 が い 福 祉 課) | 2 |
| 3 | 身体障害者福祉法施行令の規定による指定医師から指定の辞退の届出 | (同) | 2 |
| 4 | 保安林の指定施業要件の変更に係る通知 | (治 山 林 道 課) | 3 |
| 5 | 内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可 | (水 産 資 源 管 理 課) | 11 |
| 6 | 大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の新設の届出 | (中 小 企 業 ・ サ ー ビ ス 産 業 振 興 課) | 12 |
| 海 調 委 告 示 | | | |
| 1 | 三重海区におけるとらふぐ産卵親魚についての指示 | (海 区 漁 業 調 整 委 員 会) | 13 |
| 公 告 | | | |
| | 国土調査に係る成果の認証 | (水 資 源 ・ 地 域 プ ロ ジ ェ ク ト 課) | 14 |
| | 同件 | (同) | 14 |
| | 同件 | (同) | 14 |
| | 地域森林計画をたてた旨 | (森 林 ・ 林 業 経 営 課) | 15 |
| | 地域森林計画を変更した旨 | (同) | 15 |
| | 都市計画の図書の写しの縦覧 | (都 市 政 策 課) | 15 |
| | 開発行為に関する工事の完了 | (建 築 開 発 課) | 15 |
| | 県営住宅の入居希望者の募集 | (住 宅 政 策 課) | 15 |
| 特 定 調 達 公 告 | | | |
| | 一般競争入札を行う旨 | (秘 書 課) | 17 |
| | 同件 | (技 術 管 理 課) | 20 |

告 示

三重県告示第1号

第1回みえ県民1万人アンケートを次のとおり実施します。

令和5年1月6日

三重県知事 一見勝之

1 調査の目的

令和4年度からのおおむね10年先の三重の姿を展望し、政策展開の方向性や県政運営の基本姿勢を示した総合計画「強じんな美し国ビジョンみえ」において、「強じて多様な魅力あふれる『美し国』」の実現を基本理念として掲げ、新しい三重づくりに取り組んでおり、県政運営の参考とするため、県民の生活の満足度等を把握することを目的とする。

2 調査の期間

令和5年1月11日（水）から同年2月8日（水）まで（29日間）

3 調査対象者

令和4年9月現在で三重県内市町の選挙人名簿に登録されている18歳以上の県民10,000人

4 調査の方法

郵送調査及びオンライン調査

5 調査の主な内容

- (1) 生活の満足度
- (2) 県が注力している取組に関すること

三重県告示第2号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のとおり医師を指定しました。

令和5年1月6日

三重県知事 一見勝之

| 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 | 担当する障害分野 |
|----------------------------|------------------|-------|--|
| 名張市立病院 | 名張市百合が丘西1番町178 | 中村 祐基 | 呼吸器機能障害 |
| 医療法人泰真会 協立内科外科医院 | 熊野市井戸町378 | 小出 泰平 | 肢体不自由 心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 |
| 尾鷲総合病院 | 尾鷲市上野町5番25号 | 早崎 碧泉 | ぼうこう・直腸機能障害 小腸機能障害 肝臓機能障害 |
| 三重大学医学部附属病院 | 津市江戸橋2丁目174番地 | 中村 知美 | 肢体不自由 呼吸器機能障害 |
| 医療法人社団プログレス 四日市消化器病センター | 四日市市下海老町高松185番地3 | 檜森 亮吾 | じん臓機能障害 |

三重県告示第3号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、次のとおり指定医師から指定の辞退がありました。

令和5年1月6日

三重県知事 一見勝之

| 医療機関の名称 | 所在地 | 医師氏名 |
|--------------|---------------|-------|
| 医療法人博仁会 村瀬病院 | 鈴鹿市神戸三丁目12-10 | 田中 光一 |

三重県告示第4号

次の者に係る森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定である旨に係る通知は、所在不分明のため通知することができないので、同法第189条の規定により、その通知の内容を桑名市役所の掲示場に掲示するとともにその要旨を告示します。

令和5年1月6日

三重県知事 一見勝之

第1

1 通知することができない者の氏名

城田 喜代藏

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 17

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第2

1 通知することができない者の氏名

城田 恒毅

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 18

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第3

1 通知することができない者の氏名

城田 城一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 19

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 4

1 通知することができない者の氏名

城田 福次良

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 20

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 5

1 通知することができない者の氏名

城田 止三男

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 21

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 6

1 通知することができない者の氏名

城田 文一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 22

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第7

1 通知することができない者の氏名

城田 進

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 23

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第8

1 通知することができない者の氏名

城田 朝次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 24

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第9

1 通知することができない者の氏名

城田 朝一

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 24

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 10

- 1 通知することができない者の氏名
毛利 熊次郎
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 25
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

第 11

- 1 通知することができない者の氏名
城田 忠八
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 27
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 12

- 1 通知することができない者の氏名
城田 元一
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 29
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 13

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 利吉
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 30
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 14

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 淳子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 30
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 15

- 1 通知することができない者の氏名
神山 淳子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 31
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 16

- 1 通知することができない者の氏名
水谷 秀太郎

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 35
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 17

1 通知することができない者の氏名

城田 房吉

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 36、1606 の 37
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 18

1 通知することができない者の氏名

城田 甚治郎

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 38
- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 19

1 通知することができない者の氏名

水谷 良一

2 通知の要旨

- (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 39

- (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 20

- 1 通知することができない者の氏名
阿部 香代子
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 39
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 21

- 1 通知することができない者の氏名
城田 善松
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字芳ヶ崎字大谷 1606 の 40
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

第 22

- 1 通知することができない者の氏名
後藤 宏司
- 2 通知の要旨
 - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 4、1791 の 5
 - (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 23

1 通知することができない者の氏名

加藤 久蔵

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 38

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 24

1 通知することができない者の氏名

三枝 政次郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 40

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 25

1 通知することができない者の氏名

加藤 忠五郎

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 47

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 26

1 通知することができない者の氏名

水谷 容子

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 112

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

第 27

1 通知することができない者の氏名

水谷 忠司

2 通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

桑名市大字森忠字穴谷 1791 の 113

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類を三重県農林水産部治山林道課及び桑名市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 5 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 5 年 1 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

宮川上流漁業協同組合

多気郡大台町滝谷 397-8

三重内共第 16 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和5年2月3日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和5年1月4日

三重県告示第 6 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から新設の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年1月6日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン松阪船江（Aゾーン）

松阪市船江町1392番地の3ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|------------|--------------------|--------|
| イオンタウン株式会社 | 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1 | 加藤 久誠 |

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 名 称 | 住 所 | 代表者の氏名 |
|-----|-----|--------|
| 未定 | - | - |

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和5年8月17日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,346 m²

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数及び位置

| 駐車場 | 収容台数 | 位 置 |
|-----|-------|-------|
| 駐車場 | 222 台 | 縦覧による |
| 合 計 | 222 台 | |

(2) 駐輪場の収容台数及び位置

| 駐輪場 | 収容台数 | 位 置 |
|------|------|-------|
| 駐輪場1 | 20 台 | 縦覧による |
| 駐輪場2 | 20 台 | 縦覧による |
| 駐輪場3 | 30 台 | 縦覧による |
| 合 計 | 70 台 | |

(3) 荷さばき施設の面積及び位置

| 荷さばき施設 | 面 積 | 位 置 |
|--------|-------------------|-------|
| 荷さばき施設 | 80 m ² | 縦覧による |

| | |
|----|-------------------|
| 合計 | 80 m ² |
|----|-------------------|

(4) 廃棄物等の保管施設の容量及び位置

| 廃棄物保管施設 | 容量 | 位置 |
|-----------|---------------------|-------|
| 廃棄物保管施設 1 | 12.9 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設 2 | 12.4 m ³ | 縦覧による |
| 廃棄物保管施設 3 | 15.8 m ³ | 縦覧による |
| 合計 | 41.1 m ³ | |

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

| 名称 | 開店時刻 | 閉店時刻 |
|----|--------|---------|
| 未定 | 午前 7 時 | 午後 10 時 |

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

| 駐車場 | 駐車可能時間帯 |
|-----|-----------------------------|
| 駐車場 | 午前 6 時 00 分から午後 10 時 15 分まで |

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

| 駐車場 | 出入口の数 | 位置 |
|-----|-------|-------|
| 駐車場 | 3 箇所 | 縦覧による |
| 合計 | 3 箇所 | |

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

| 荷さばき施設 | 荷さばき可能時間帯 |
|--------|-------------------|
| 荷さばき施設 | 午前 6 時から午後 10 時まで |

7 届出の日

令和 4 年 12 月 16 日

8 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

9 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 1 月 6 日から同年 5 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 1 号

三重海区におけるとらふぐ産卵親魚の採捕について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 5 年 1 月 6 日

三重海区漁業調整委員会会長 浅 井 利 一

1 採捕制限

次に掲げる点 A、B、C、D、A を順次結んだ線によって囲まれた区域において、3 月 15 日から 5 月 15 日まで、とらふぐを採捕してはなりません。

ただし、試験研究又は増殖用種苗供給のための採捕についてはこの限りではありません。

点 A 北緯 34 度 25 分 02 秒 東経 136 度 56 分 49 秒

点 B 北緯 34 度 25 分 02 秒 東経 136 度 59 分 49 秒

点 C 北緯 34 度 22 分 12 秒 東経 136 度 59 分 49 秒

点 D 北緯 34 度 22 分 12 秒 東経 136 度 55 分 49 秒

（経緯度数値については世界測地系によります。）

2 指示の有効期間

令和5年2月1日から令和6年1月31日まで

| |
|-----|
| 公 告 |
|-----|

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和5年1月6日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
いなべ市
- 2 調査を行った期間
平成22年6月から平成25年3月まで
- 3 成果の名称
いなべ市（山口①-1）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
いなべ市藤原町山口地内
- 5 認証年月日
令和4年12月14日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和5年1月6日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
朝日町
- 2 調査を行った期間
平成17年11月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称
朝日町（東廻り①-1）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
朝日町柿地内
- 5 認証年月日
令和4年12月14日

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査に係る成果を認証しました。

令和5年1月6日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 調査を行った者の名称
南伊勢町
- 2 調査を行った期間
令和2年9月から令和4年3月まで
- 3 成果の名称
南伊勢町（大字船越の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
南伊勢町大字船越地内
- 5 認証年月日

令和 4 年 12 月 14 日

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 1 項の規定により、尾鷲熊野森林計画区（尾鷲農林水産事務所管内一円及び熊野農林事務所管内一円）の地域森林計画を次のとおりたてましたので、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 1 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県農林水産部森林・林業経営課、尾鷲農林水産事務所及び熊野農林事務所に備え置いて縦覧に供します。

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 5 条第 5 項の規定により、南伊勢森林計画区（松阪農林事務所管内一円及び伊勢農林水産事務所管内一円）の地域森林計画を次のとおり変更しましたので、同法第 6 条第 7 項の規定に基づき公表します。

令和 5 年 1 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

「次」は省略し、三重県農林水産部森林・林業経営課、松阪農林事務所及び伊勢農林水産事務所に備え置いて縦覧に供します。

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、志摩市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 1 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称
志摩都市計画ごみ焼却場
志摩市阿児清掃センター
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 1 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

| 工事完了年月日 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 許可を受けた者の住所及び氏名 |
|---------------------|---------------------|---|
| 令和 4 年 12 月 20 日 | 伊勢市小俣町湯田 663 ほか 1 筆 | 伊勢市御薮町高向 519-9 理楽株式会社 代表取締役 瀬 古 長 司 |
| 令和 4 年 12 月 20 日 | 伊勢市野村町字里前 5583 | 伊勢市御薮町高向 519-9 理楽株式会社 代表取締役 瀬 古 長 司 |

公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 22 条第 1 項の規定により、県営住宅の入居希望者の募集を次のとおり行います。

令和 5 年 1 月 6 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 受付期間
令和 5 年 1 月 6 日（金）から同月 31 日（火）まで郵送のみによる受付を行い、受付期間内の消印のみ有効とします。ただし、応募者数が募集戸数に満たなかった県営住宅については、令和 5 年 3 月 1 日（水）まで随時申込みを受け付けます。
- 2 受付場所

受付は、郵送のみによって受け付けます。受付期間内に希望する団地の指定管理者宛てに申込書を郵送してください。

- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合
〒510-0253 三重県鈴鹿市寺家町 1085-1
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体
〒514-0008 三重県津市上浜町 1丁目 5-1 エトアール津 102

3 募集する県営住宅及び戸数

| ブロック名 | 地区名 | 県営住宅名 | 戸数(優先戸数) |
|--------------|-----|----------------|----------|
| 北勢 ブロック | 川越 | 豊田一色(一般) | 1 |
| | 四日市 | 高見ヒルズ(一般・単身可) | 2(1) |
| | | あこず(高齢者・単身可) | 2 |
| | | 笹川(子育向) | 1 |
| | | 笹川(高齢者・単身可) | 2 |
| | | 笹川(一般・単身可) | 1 |
| | | 笹川第二(高齢者・単身可) | 1 |
| | | 笹川第二(一般・単身可) | 1 |
| | | 河原田(一般・単身可) | 1 |
| | 鈴鹿 | 高岡山杜の郷(一般・単身可) | 4(2) |
| | | 桜島(高齢者・単身可) | 1 |
| | | 桜島(一般・単身可) | 2(1) |
| | 亀山 | 鹿島(一般) | 1 |
| 中勢伊賀 ブロック | 津 | 千里(一般・単身可) | 1 |
| | | 白塚(高齢者・単身可) | 2 |
| | | 一身田(一般・単身可) | 1 |
| | | 結城(一般・単身可) | 1 |
| | 伊賀 | 服部(一般・単身可) | 1 |
| | | カーサ上野(一般) | 1 |
| | 名張 | 蔵持(一般・単身可) | 1 |
| 南勢 ブロック | 松阪 | 大黒田(一般・単身可) | 1 |
| | | 五反田(一般・単身可) | 2(1) |
| | | 粥田(高齢者・単身可) | 1 |
| | | 粥田(一般・単身可) | 1 |
| | | 和屋(身障者) | 1 |
| | | エスペラント末広(一般) | 1 |
| | 伊勢 | 旭(一般・単身可) | 1 |
| | | 城田(一般・単身可) | 1 |
| | | 西豊浜(一般・単身可) | 1 |
| | | 五十鈴川(身障者) | 1 |
| 東紀州 ブロック | 尾鷲 | 古江(一般・単身可) | 2(1) |
| | 熊野 | 井土(身障者) | 1 |
| | | 久生屋(高齢者・単身可) | 1 |

4 入居資格

- (1) 現在住宅に困っていることが明らかな者で、同居しようとする親族(婚約者、同性パートナー及び内縁関係にあるものを含む。)があること(単身入居が可能な場合があります。)

- (2) 三重県営住宅条例（平成9年三重県条例第52号）第6条に規定する収入基準を満たしていること。
- (3) 次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 過去に県営住宅に入居していた者で、現在、家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金を滞納しているもの
- イ 過去に県営住宅に入居していた者で、消滅時効の援用・自己破産による免責等で家賃、駐車場使用料、損害賠償金又は遅延損害金の支払を免れたことがあるもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者（ただし、当該同居の際に成年であった者に限ります。）
- エ イに掲げる者の連帯保証人であった者
- (4) 申込者及び同居予定者が次に掲げるいずれにも該当しないこと。
- ア 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡したときは、明渡しを行った日の翌日から2年を経過していないこと。
- イ 過去において県営住宅等に入居し、住宅の明渡しの請求を受けた場合であって、明渡しの請求を受けたときの明渡しの期限までに当該住宅を明け渡さなかったときは、明渡しを行った日の翌日から4年を経過していないこと。
- ウ ア又はイに掲げる者と同居していた者のうち、当該住宅の明渡しの原因となった行為をした者（当該行為をしたとき成年であった者に限ります。）が入居しようとする場合又は同居しようとする者に含まれる場合にあつては、当該住宅の明渡しのあつた日の翌日から2年を経過していないこと。
- (5) 地方税を滞納していないこと。
- (6) 連帯保証人を2人立てること（連帯保証人が免除される場合又は連帯保証人が1人でもよい場合があります。）。
- (7) 暴力団員でないこと（同居しようとする親族も含みます。）。
- 5 その他
- 詳細は、各ブロックの指定管理者又は三重県県土整備部住宅政策課公営住宅班（電話 059-224-2703）までお問い合わせください。
- 北勢ブロック 鈴鹿亀山不動産事業協同組合（電話 059-373-6802）
- 中勢伊賀ブロック 伊賀南部不動産事業協同組合（電話 059-221-6171）
- 南勢ブロック・東紀州ブロック 三重県南勢地区管理事業共同体（電話 059-222-6400）

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年1月6日

三重県知事 一見勝之

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名
三重県総務部秘書課公用車運行管理業務
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 委託期間
令和5年4月1日（土）から令和7年3月31日（月）までとします。
- (4) 委託業務履行場所
三重県が指示する用務先（主に県内及び近隣県）

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる

者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 過去3年間において、国若しくは地方公共団体の幹部用公用車又は民間企業、独立行政法人若しくは公社・公団の役員用自動車の運転を、概ね1年以上業務として請け負った契約実績を有し、それらを全て誠実に履行していること。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年1月25日（水）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）

(4) 2(2)エに定める実績に係る契約書及び履行したことを確認できる書類の写し

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課企画総務班 担当 野田

電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部秘書課秘書班 担当 松島 中谷

電話 059-224-2013 ファクシミリ 059-224-3130

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和5年1月25日（水）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合令和5年2月1日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合令和5年2月1日（水）17時までに通知書を発送しま

す。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年2月16日(木)10時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年2月16日(木)10時

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課企画総務班

案件名 三重県総務部秘書課公用車運行管理業務委託 入札書在中

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年2月16日(木)15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務課企画総務班

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者として、

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract

The driving and management of official vehicles for the Secretarial Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Thursday, February 16, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 10:00 A.M. on Thursday, February 16, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, February 16, 2023.

(4) Managing Authority :

General Management Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2190

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和5年1月6日

三重県知事 一 見 勝 之

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

令和5年度建設資材価格等調査（実態調査・特別調査）業務委託

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月29日（金）までとします。

(4) 委託業務履行場所

三重県内

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 該当の案件を履行するにあたり、調達説明書（仕様書）の別紙4落札資格要件で必要とする資格を有している者であること。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和5年2月1日（水）14時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(4)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 必要とする資格（調達説明書（仕様書）の別紙4落札資格要件）が確認できる書類

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部県土整備財務課経理1班 担当 田垣内
電話 059-224-2653 ファクシミリ 059-224-2415

(2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県県土整備部技術管理課技術管理・DX推進班 担当 大西
電話 059-224-2918 ファクシミリ 059-224-3290

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和5年2月16日（木）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

令和5年2月6日（月）16時までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和5年2月16日(木)15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和5年2月16日(木)15時

なお、入札書は令和5年2月7日(火)から同月16日(木)15時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県県土整備部県土整備財務課経理1班

案件名 令和5年度建設資材価格等調査(実態調査・特別調査)業務委託

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和5年2月16日(木)15時10分

場所 三重県津市広明町13番地

三重県県土整備部県土整備財務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下これらを「更生(再生)手続中の者」といいます。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、)が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

2023 fiscal year survey of construction material costs and other costs (survey of actual conditions and special inquiry)

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Thursday, February 16, 2023.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, February 7, 2023 and 3:00 P.M. on Thursday, February 16, 2023.

(3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Thursday, February 16, 2023.

(4) Managing Authority :

Technology Management Division, Department of Prefectural Land Development, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2918

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
